

## ジャパンエコトラック東三河デジタルスタンプラリー開催業務委託基本仕様書

## 1 名称

ジャパンエコトラック東三河デジタルスタンプラリー開催業務委託

## 2 事業目的

東三河地域※では、豊かな自然を活かし、市町村、観光関係団体と一体となり、オールシーズン、オールエリアでスポーツが楽しめる地域として「東三河スポーツツーリズム」を推進している。また、東三河地域では、「美・癒し」を観光の重点資源に位置付けており、「美・癒し」とスポーツツーリズムを結びつけたデジタルスタンプラリーを実施することにより、女性をメインターゲットとして東三河地域の魅力を伝えるとともに、東三河のアウトドアスポーツファン層の裾野を広げ、東三河地域への観光誘客を図る。

※東三河地域…5市2町1村(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)

## 3 業務内容

「美・癒し」をテーマにしたジャパンエコトラック東三河デジタルスタンプラリーの企画、運営業務

## (1) イベント概要

ジャパンエコトラック東三河エリアの各ルート・パドリングフィールド及び東三河の観光関係団体等が紹介しているハイキングやサイクリング等のルートを活用し、アウトドアスポーツを通じて東三河の重点観光資源である「美・癒し」の魅力を発信するデジタルスタンプラリーを開催する。

## (2) 実施内容・条件等

## ア. 対象ルート

(ア) ジャパンエコトラック東三河の10ルート及び1フィールドを使用すること。

\* ジャパンエコトラック東三河ルートマップ

<https://www.japanecotrack.net/area/21>

(イ) (ア)の他、「美・癒し」に関するスポットを巡るサイクリングやハイキング等のルートについて、東三河の市町村、観光関係団体等が紹介するルートもしくは受注者が新たに設定するルートを東三河地域内で3ルート以上、提案すること。また、ルートの提案にあたっては、アウトドア初心者でも完走が可能なルート設定とすること。

## イ. 種目

ハイキング(登山)、サイクリング及びパドルスポーツは必須とし、山登りを伴わないウォーキング等については、受注者の提案によるものとする。

#### ウ. チェックポイントの設定

(ア)各ルート上、もしくはルート周辺にある「美・癒し」のスポットをチェックポイントとして一カ所以上設定すること。ただし、ア. (ア)のルート及びフィールド中、「美・癒し」のスポットの設定が困難なものに関してはこの限りではない。

(イ)(ア)で設定する「美・癒し」に関するチェックポイントには、訪れることで癒しを感じられる景観の美しいスポット（ルート上の眺望ポイント、清流や滝など）や温泉、体にやさしい地元食材を使ったお土産の買える場所など、本事業で誘客のターゲットとする女性客の興味を引く場所を設定すること。また、新城市、設楽町、東栄町及び豊根村のスポットの設定に当たっては、以下の Web サイトを参考にすること。

\*一般社団法人奥三河観光協議会ビューティーツーリズム Web サイト「okumikawAwake」  
<https://www.okuminavi.jp/okumikawawake/>

#### エ. スマートフォンアプリの使用

スマートフォンの位置情報を利用したスマートフォンアプリを使用すること。

#### オ. アンケートの実施

エ. と連携させ、デジタルスタンプラリーの参加者に対し、居住地や年齢、性別、参加ルート等のアンケート実施し、参加者の傾向を把握すること。またアンケートにより集計した内容を分析し、業務報告書に反映すること。

#### カ. 実施期間

デジタルスタンプラリーの実施期間は4ヶ月以上とすること。

#### キ. 広報の実施

本事業でターゲットとするアウトドアに興味のある女性に対して「美・癒し」をテーマとしたデジタルスタンプラリーのイメージを分かりやすく伝えるため、各種 Web や SNS の他、各種情報媒体を活用した効果的な広報活動を実施するとともに、ジャパンエコトラック東三河エリアの各ルート情報及びデジタルスタンプラリーの開催を広く周知すること。

#### ク. 事故防止等

デジタルスタンプラリーの実施にあたっては、事故防止等に万全を期すこと。万一、事故等が発生した場合は、受託者の責任において対応すること。また、免責事項を明らかにした上で、参加者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入を求めること。

### (3) 事業実施に係る事務

ア. デジタルスタンプラリー内容の企画・広報・実施に係ること

- イ. デジタルスタンプラリー開催に係る会計処理業務
- ウ. その他運営に必要な事項

#### 4 成果物

##### 業務報告書

- ・ 事業実績、事業効果及び課題などをまとめた報告書（任意様式）：1部
- ・ 電子データ（CD-R等）：1式

#### 5 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、具体的な方法や内容は、提案事項をもとに県と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 契約期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（県との連絡調整担当者）を置くこと。
- (3) 事業の実施時期については、事業効果が高まるよう、県と十分に協議すること。
- (4) 業務の遂行にあたっては、事前に実施計画を提出し、県の承認を得ること。
- (5) 作業の進捗状況については、随時、県に報告するとともに指示を受けること。
- (6) 完了日以前に委託成果の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- (7) 東三河の市町村、観光関係団体等が設定するルートの活用や実施するイベントとの連携を行う場合は、関係団体と調整のうえ提案すること。
- (8) 景品を用いる場合は、景品調達に係る一切の費用を契約金額に含めないこと。
- (9) 本事業により制作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、県に帰属するものとする。
- (10) 事業の実施にあたって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (11) 本事業で使用する写真等については、既存のものを使用しても差し支えないが、受託事業者以外の者が著作権を保有している写真等については、その権利の取り扱いについて、県と調整して、受託事業者において著作権者の了解を得ること。
- (12) 本業務については、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した業務であることから、その趣旨に基づき実施にあたること。
- (13) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ決定するものとする。